

# 申立書

令和 年 月 日

三島市長 あて

所有者 住所

氏名

印

このたび、私が取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

また、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 記

1. 家屋の所在 三島市

(住居表示) 三島市

2. 家屋番号

3. 入居予定年月日 令和 年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等

ア 所有物件を売却する。〔売買契約書、売買媒介契約書の写し〕

イ 所有物件を賃貸する。〔賃貸借契約書、賃貸借媒介契約書の写し〕

ウ 借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等である。

〔現在の賃貸借契約書、使用許可書、家主の証明書等〕

エ 親族等が居住する。〔親族の申立書〕

オ その他〔 〕

5. 入居が登記の後になる理由(理由を証する書類が必要な場合があります)